平成２４年（フ）第３号
宮城県大崎市古川小稲葉町10番11号　エスタシア小稲葉102号
債務者　小野寺菜穂子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
秋田県大仙市大曲福見町19番11号
債務者　清水貴和子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２２４号
茨城県龍ケ崎市貝原塚町3461番地
債務者　野口　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
茨城県牛久市下根町1044番地の２
債務者　高橋　忠義
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
茨城県取手市藤代2011番地
債務者　蛯名　　司
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
茨城県龍ケ崎市7521番地の６、前住所千葉県八街市八街ほ203番地23
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
茨城県小美玉市羽刈213番地211　ハイムテルミー６号、前住所茨城県取手市宮和田740番地２―403
債務者　池田　久樹
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
茨城県稲敷市中山2878番地
債務者　海老原祥代
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１号
茨城県稲敷市沼田2593番地８
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美388番地　藤生マンションＢ―５
債務者　福田　貴史
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２９０号
長野市稲田１丁目24番７号　グリーンパーク稲田202号
債務者　滝沢　新治
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
長野市大字茂菅176番地30
債務者　岩佐　有紀（旧姓井澤）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
長野市川中島町原1316番地３　ウィルモアＨＡＲＡ102号室、前住所長野市七二会己897番地５
債務者　太田　匡志
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５１号
京都市右京区常盤馬塚町５番地５
債務者　家邉　幸二
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６２号
京都市左京区高野東開町１番地の７　東大路高野第２住宅５棟404号
債務者　古賀美惠子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３７号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地30棟207号
債務者　太田美矢子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４４号
京都市中京区壬生中川町10番地19
債務者　西原　民子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係